地域医療介護総合確保基金

令和７年度予算案：公費で1,433億円
（医療分　909億円、介護分　524億円）

○　団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。

○　このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

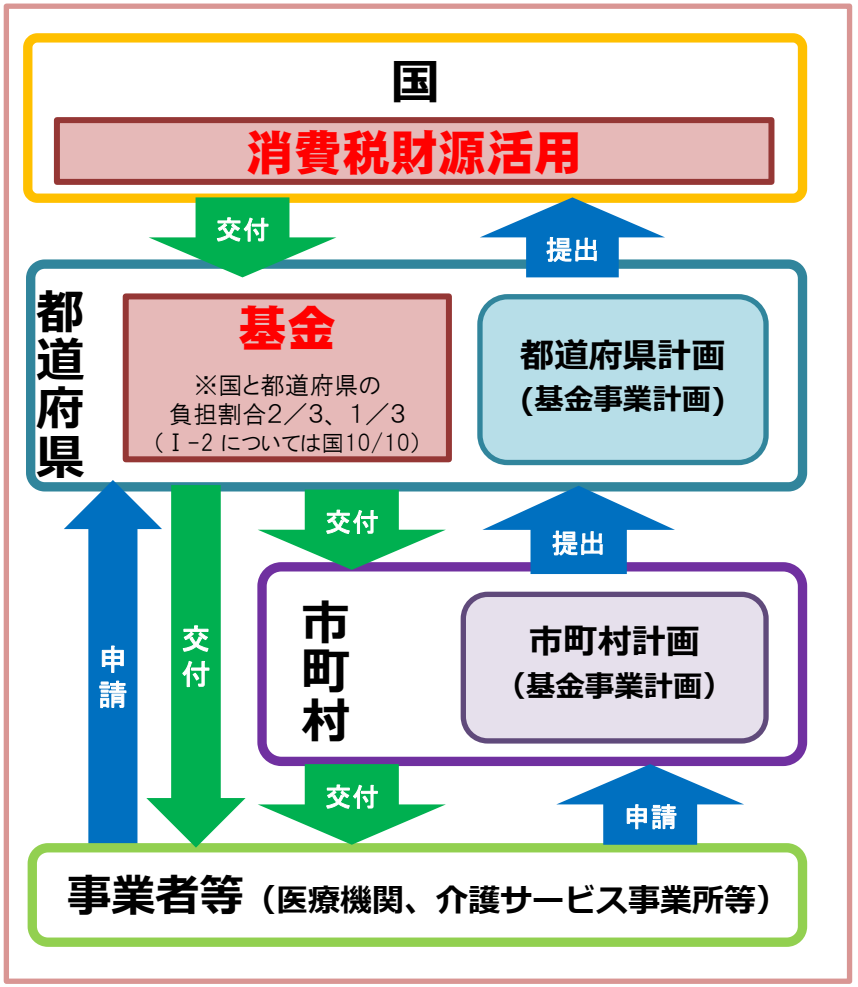

都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○　**基金に関する基本的事項**
- 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- 診療報酬・介護報酬等との役割分担

○　**都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1　／　目標と計画期間（原則１年間）　／　事業の内容、費用の額等　／　事業の評価方法※2

※1　都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。

※2　都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

○　**都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

Ⅰ-1　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

Ⅰ-2　地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業

Ⅲ　介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）

Ⅳ　医療従事者の確保に関する事業

Ⅴ　介護従事者の確保に関する事業

Ⅵ　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金の令和7年度予算案について

○　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。

○　地域医療介護総合確保基金の令和7年度予算案は、**公費ベースで1，433億円（医療分909億円（うち、国分613億円）、介護分524億円（うち、国分349億円））**を計上。

地域医療介護総合確保基金の予算額

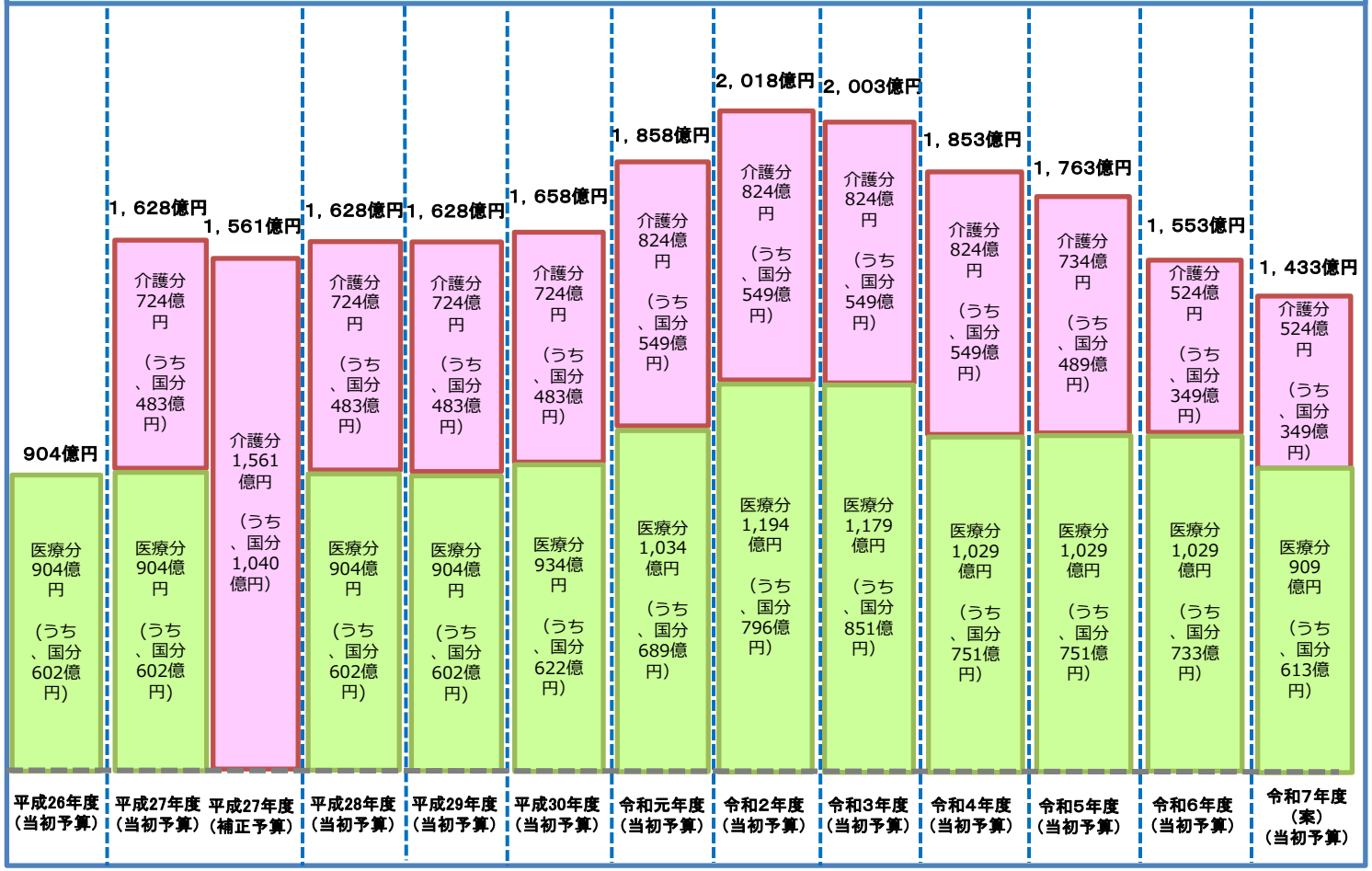

地域医療介護総合確保基金の対象事業

Ⅰ－1　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

Ⅰ－2　地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業

Ⅲ　介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）

Ⅳ　医療従事者の確保に関する事業

Ⅴ　介護従事者の確保に関する事業

Ⅵ　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※　基金の対象事業変遷

平成26年度に医療を対象としてⅠ－1、Ⅱ、Ⅳで創設

平成27年度より介護を対象としてⅢ、Ⅴが追加

令和2年度より医療を対象としてⅥが追加

令和3年度より医療を対象としてⅠ－2が追加